

## 平成28年度第1回野田市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 平成28年8月24日（水）午後6時30分から午後7時45分まで
- 2 場 所 野田市役所2階中会議室1・2
- 3 議 題  
(1) 野田市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）  
(2) 野田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱の一部を改正する告示の制定について（報告）  
(3) 平成28年度野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（報告）  
(4) 平成27年度野田市国民健康保険特別会計決算状況について  
(5) 平成28年度野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
(6) 野田市国民健康保険財政運営に係る今後の見通し等について  
(7) その他
- 4 出席委員 柳久之会長、遠藤正委員、直井治委員、渡邊康子委員、石原和子委員、  
関根通子委員、谷口勲委員、横田和夫委員、渡邊隆委員、古山まり子委員、  
中村ちひろ委員、田中かよ子委員  
以上12名委員出席
- 5 欠席委員 西村光子委員、児玉雅仁委員、竹澤浩美委員  
以上3名委員欠席
- 6 当局 鈴木有市長、今村繁副市長、岡田昭市民生活部長、五十嵐正人国保年金課長  
富山勝之保健センター長、海老原孝雄保健センター長補佐、倉持博俊収税課長、  
代田明洋収税課長補佐、山田充子国保年金課主幹（兼）課長補佐、  
富山芳則総務課長、大月聰総務課長補佐（兼）文書法規係長、岡田尚子国保  
年金課国保給付係長、
- 7 傍聴者 無し

### 議事

市民生活部長 定刻となりましたので、平成28年度 第1回 野田市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の会議につきまして、野田市国民健康保険税条例の一部改正についてのほか、5つの議題につきまして御審議をいただくことで御案内を申し上げておりましたが、本日、急にではございますが、総務課より会議録等のホームページの掲載につきまして御審議いただきたいということで、審議案件に追加をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、本日の傍聴者はございませんので、御報告申し上げます。

また、本日の会議に当たりまして、記録用として録音させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、野田市国民健康保険条例施行規則第5条第4項の規定によりまして、議長は会長となってございますので、会長よろしくお願ひいたします。

柳会長

かしこまりました。

改めまして、皆さん、こんばんは。ただ今から平成28年度第1回野田市国民健康保険運営協議会を開会いたしたいと存じます。会議に入ります前に、今日、市長においでいただいておりますので、お話を承れればと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

市長

改めまして、皆さん、こんばんは。7月4日より根本前市長の後、市政を担当させていただいております鈴木有でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、6時半という本当に忙しい時間にお集まりいただき会議をしていただきますこと、まず御礼を申し上げたいと思います。また、国保の運営につきましては、皆さん方の御意見をお伺いしながら運用させていただいているところでございますが、国保財政が大変厳しい状況にある中、近年は赤字に転じることなく、どうにか運営が出来ている状態でございます。これもひとえに皆様方の御指導によるところと感謝を申し上げるところでございます。

さて、この後、事務局のほうから説明をさせていただきますが、税条例や一部負担金の減免関係の要綱の改正のほか、27年度の決算についても何とか収支がとれる形となったことも報告をさせていただきます。いつも気にしていただいているとおりです今後の見通し等につきましても説明をさせていただきますが、今年度は昨年の会議で説明させていただいたとおり、保険税の税率等につきましては、今後いろいろと皆様に検討をお願いしなければならないと思っているところでございます。お忙しい中、またお暑い中、出席をいただき、まことに恐縮ではございますが、皆様方の御指導のほど、よろしくお願ひを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

柳会長

ありがとうございました。

また、市長は今日、この後、所用があるとのことでございますので、ここで退席されるということになりますので、御了解いただきたいと存じます。

市長

大変申し訳ございません。よろしくお願ひいたします。

柳会長

それでは、会議に入りますが、その前に本日は委員15名中、西村委員、竹澤委員、さらに児玉委員から欠席の届け出がありますが、野田市国民健康保険条例施行規則第4条の規定によりまして、過半数の委員の出席がありますので、会議は成立しております。

次に、会議録の署名人についてでございますが、同じく施行規則の第9条の規定によりまして、会長である私が指名するということになっておりますので、今回は直井委員と田中委員にお願いをしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、議事に入らせていただきます前に、先ほど説明にもございましたように、本会の会議録等のホームページへの記載についてということで審議を行いたいと思います。この案件につきましては、総務課の課長のほうからの説明の申し入れがありましたので、これをお願いしたいと存じます。

どうぞ、掛けたままで結構です。

総務課長

総務課長の富山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。また、本日は貴重なお時間を頂きまして、大変ありがとうございます。

それでは、早速説明に入らせていただきたいと思います。現在野田市におきましては、審議会の開催予定でありますとか会議結果の概要につきましてはホームページに掲載しておりますが、会議録や会議資料は掲載してございません。会議録や会議資料につきましては、非公開の審議会を除きまして行政資料コーナーで公表しておりますが、前の議会にホームページにも掲載することを要請する陳情の提出がございまして、不採択となってございます。近隣市の状況でございますが、多くの審議会で会議録をホームページに掲載しておりますが、会議資料につきましては、掲載例はほとんどない状況でございます。ホームページに会議録などを掲載するかにつきましては、それぞれの審議会で判断しているような状況でございます。野田市におきましては、審議会の会議録でありますとか会議資料をホームページに掲載するかにつきましては、情報発信の観点から必要と考えておりますが、その取り扱いにつきましては、それぞれの審議会で御判断していただくべきものと考えてございます。

なお、現在の委員の皆様に判断していただくべきものでございますので、過去の会議録等は対象とはせずに、本日の会議から対象にしたいと考えてございます。

また、委員名簿につきましても御判断をお願いしたいことがございます。野田市におきましては、委員名簿に委員の住所でありますとか電話番号など個人情報が記載されているため、現在は公表していないような状況となっております。しかし、近隣市におきましては、住所や電話番号などが記載されました事務局用の委員名簿とは別に、委員の氏名、任期、選出区分、職業を記載した名簿を公表している場合が多いため、そのような名簿を公表しているほか、さらには学識経験者などの選出区分に加えまして、弁護士などの職業を記載することにつきましても、それぞれの審議会での御判断をいただくことといたしましたので、どうぞよろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

柳会長

ありがとうございます。

ただ今説明をいただきましたが、項目が多いので一つ一つ順を追って進めていければと思っております。

まずは、会議録のホームページへの掲載について、改めて説明をお願いいたします。

総務課長

ただ今御説明をさせていただいた会議録のホームページの掲載についてでございますが、野田市では現在ホームページ上の審議会の開催のお知らせの中で、議題ごとに報告を受け、了承するでありますとか、審議し継続審議となるというような会議結果は掲載してございますが、会議録の掲載はございません。近隣市の状況でございますが、先ほども御説明させていただきましたけれども、会議録を掲載している場合が多い状況となってございます。そこで、まず会議録をホームページに掲載するかにつきまして御審議をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

- 柳会長 ありがとうございました。  
それでは、委員の皆様に御意見、御質問などがあるのでしょうか。ホームページへの会議録の掲載について皆さんの質問なり御意見なりをお受けしたいと存じます。突然降って湧いたような話なのですが、いかがでしょうか。近隣の状況というか、市としてはどんなお考えをお持ちなのでしょうか。
- 総務課長 会議録につきましては、冒頭でも御説明させていただきましたとおり、市役所1階の行政資料コーナー、こちらにおきまして既に公表を行っているような状況でございます。また、本市の行政改革大綱というものがございますが、そちらにおきましても情報提供の充実を図ることとしてございますので、情報提供が可能なものにつきましては、紙ベースにとどまらず、情報通信の時代でもございますので、ホームページでも市民の皆様の知る機会を広げていただければと考えてございます。このような状況をお含みおきいただきまして、御審議いただければと考えてございます。よろしくお願いします。
- 柳会長 ありがとうございました。  
ただ今の説明をお聞きになりまして、何か、さらに御意見、質問等ございませんでしょうか。
- [ 発言する者無し ]
- 柳会長 よろしゅうございますか。それでは、とりあえずこのホームページへの掲載について、改めて皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、この会議録の掲載について、賛成の方、手を挙げていただけますか。
- [ 賛成者挙手 ]
- 柳会長 よろしゅうございますか。ということで、皆さんの賛成をいただいたということで、今の流れに乗ったということも含めまして、賛成者が多数ですので掲載することに決定いたしたいと存じます。  
それでは、ホームページの掲載を決定しましたので、その時期などについて、次の説明をお願いいたします。
- 総務課長 今、会議録の掲載につきましては御決定いただきましたので、会議録の掲載時期でございますけれども、事務局におきまして一月以内を目途にこちらの会議録を作成いたしまして、会長及び会議録署名委員の方に御承認をいただきましてから1週間を目途ということで掲載してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 柳会長 ただ今説明にありましたように、会議録の決定の時期といいますか、なんですかけれども、事務局、1か月で作成してということですが、事務局さんは間に合いますか。
- 国保年金課長 国保年金課長でございます。総務課の説明のとおり、1か月を目途にと

ということで、会議録、テープから実際にデータを起こす、タイプして起こすという作業。実際には1か月ちょっと過ぎているようなケースもございますけれど、それにつきましては1か月を目途にという努力義務というような形で対応させていただければと思っております。

柳会長

実は私、県の委員もやっているのですけど、県も掲載しているんですが、半年ぐらい掛かっているんですよ。ちょっと内容がまた、違う内容も含まれるものですからなんですが、事務局で支障がなければ、皆さんのがところで。

どうぞ、課長補佐お願ひします。

国保年金課  
主幹（兼）  
課長補佐

すみません。今まで署名をいただく方には、次回の会議のときに頂くような形でお願いしていましたが、それですとその1か月を超えてしまいますので、できた時点で署名委員人の方及び会長の方には事前に郵送をし、確認をいただいた上で、こちらからお伺いして署名をいただくような形でお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。そういうことで期限内にはできるようになります。

柳会長

分かりました。ありがとうございます。せっかくのお話ですから、前向きにやっていることについてはいささかも問題ないのですが、事務局の負担が増加しないようにしていただければと思いませんけれども。

それでは、次に会議資料のホームページへの掲載、今度は時期が出てきたんですけども、その次、さらに細かな資料についてまでホームページへ掲載するかどうかということについて、お話を承れればと思います。

総務課長

会議資料のホームページの掲載についてでございます。まず、近隣市の状況を申し上げますと、会議資料をホームページに掲載している審議会等は少ないという状況でございます。しかしながら、当協議会につきましては、会議資料の掲載作業を行うに当たり事務量のほうが著しく増加するなどの支障が生じないことから、掲載する方向で御審議をいただきたいと考えてございます。

なお、掲載の御決定をいただいた場合でございますけれども、会議終了後1週間以内を目途に掲載してまいりたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

柳会長

ありがとうございます。

ちょっと確認なのですが、先ほどの会議録そのものは、会議が終わって1か月後に作成して、それから1週後に掲載するということでしたが、この会議資料はそもそもあるので、会議終了後1週間と、2段階で公表するという段取りになりますか。

総務課長

通常でいきますと、こちらの資料のホームページの掲載のほうが早くなると。

柳会長

そういうことですか。分かりました。ちょっとごめんなさい。確認なのですけれども。ありがとうございます。

それでは、皆さん、本件につきまして、御意見、御質問などございまし

たら。どうぞ。

横田委員 野田市ではこういう運営協議会とか、そういうのは幾つぐらいあるんでしょうか。

総務課長 こういった形で私たちが会議録でありますとか会議資料公開につきまして御説明して御判断いただくのは、30余りございます。

横田委員 それを一つ一つ、今、確認しているのですね。

総務課長 会議の開催順で御説明をさせていただきたいと思います。

横田委員 ちょっと心配なのは、介護認定審査会とか、そういう審査会は含まれていませんね。

総務課長 介護認定審査会など非公開の会議は除きます。あくまでも公開の会議というような形のものの中で御説明をさせていただいております。

横田委員 ああ、そうですか。以上です。すみません。

柳会長 ありがとうございます。ほかの委員会も順次協議していくということですね。

総務課長 はい、そうです。

柳会長 分かりました。

ほかに御意見、質問等ございますか。

意見交換を以上で終了しまして、本件についても多数決で決定するというような段取りでよろしいでしょうか。この会議資料の掲載について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

#### [ 賛成者挙手 ]

柳会長 ありがとうございました。

皆さんの賛同が得られたということですので、では掲載することに決定いたしたいと思います。

さらに、委員会の委員の名簿のホームページへの掲載についてのお話ですけれども、これについてまたお話しいただけますか。

総務課長 こちらの協議会の委員さんの名簿の公表についてでございます。近隣市の状況をまず申し上げさせていただきますと、委員名簿の公表について調査しました。例といたしまして、近隣市の情報公開、個人情報審査会について申し上げます。8市のうち7市で委員名簿を掲載してございまして、うち2市におきましては氏名と学識経験者などの選出区分が記載されてございます。その他の5市におきましては、大学教授でありますとか職業まで記載されているような状況でございました。そこで公表用の委員名簿を作成し、行政資料コーナーやホームページにおいて公表することについて、

今回それぞれの審議会におかれまして御判断をお願いするものでございます。

なお、公表用の委員名簿を作成する際には、氏名と任期、そして公益を代表する委員などの選出区分も記載していただきたいと思っております。そのほか職業などについても掲載するかについて、審議会のほうの御判断をお願いしたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願ひします。

柳会長

ありがとうございました。

それでは、最初に委員名簿を公表することについて、委員の皆さんの御意見、御質問などございますか。

どうぞ。

谷口委員

選出区分と任期というと、ここに1枚資料があるのですが、この内容ということでよろしいでしょうか。

国保年金課  
主幹（兼）  
課長補佐

今谷口先生から御指摘いただきました、この机の上に置かさせていただいている名簿は、今公表されているもので、野田市の国保という中に載っている状態の名簿になっております。これは参考に配布させていただきましたので、これから名簿の掲載に賛成か反対かを決めていただいて、賛成で決まった場合は、その上でどこまでにするかという審議をお願いしたいと思っています。

谷口委員

今のこの名簿をベースにどこまで公表するかを決めていくことですか。

国保年金課  
主幹（兼）  
課長補佐

はい。これはもう公表されているものなので。

谷口委員

既にアナログで冊子として出ている。

国保年金課  
主幹（兼）  
課長補佐

そうです。

柳会長

既に紙状の形では出ているのですね。

国保年金課  
主幹（兼）  
課長補佐

そうです。

柳会長

紙ベースではね。

国保年金課  
主幹（兼）  
課長補佐

配布した状態が、名簿として資料の中に載っている状態でございます。

柳会長 どうぞ。

渡邊（隆）委員 もう既にここに出されている資料、選出区分と氏名と委嘱年月日ですか、これについてはもう公表されているので、この範囲内であれば公表することはいいのではないかと思います。

柳会長 この範囲ということは、言ってみれば今日配布された、これと同じ内容でというようなことに。

渡邊（隆）委員 個人情報にならないと思いますので。

柳会長 そうですね、冒頭にその選出区分ですか、皆さん、被保険者代表、あるいはお医者さんの代表、あるいは公益代表ということありますのでね。

はい、わかりました。

ほかに何かございますか。

[ 発言する者無し ]

柳会長 まずは、公表することについて多数決でお伺いした上で、その記載内容はどうかということで、段取りとしてはいきましょうか。

では、公表することについて賛成の方、手を挙げていただけます。

[ 賛成者挙手 ]

柳会長 ありがとうございました。

それでは、今渡邊委員からもありましたように、公表する内容につきまして、今参考にこれがあるのですから、これを含めて皆さんのお見を承れればと思いますけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

古山委員 今個人情報、個人情報なんていうので騒がれているので、ここに電話番号とか住所とかが入ると困るので、これでいいかなとは思います。

柳会長 ほかの方の御意見どうでしょう。

私が県のやっている県の委員会は職業が入っていますね。今回のように被保険者代表とか何とか代表とかってないものですから、多分職業入れているのだと思いますけれども、この場合は3つのグループになりますので、これでその母体はありますから。どうでしょう、皆さん。今お二方の意見を踏まえまして。

それでは、踏み込んだ職業とか所属団体などということについては公表しないということでおろしゅうござりますか。公表しないということについて、賛成の方、手を挙げていただければと思います。

[ 賛成者挙手 ]

柳会長 それでは、今渡邊委員からも挙げていただいたような、この範囲でということで決定させていただきたいと思いますが、皆さんよろしゅうござりますね。

[ はい ]との声有り。

国保年金課  
主幹（兼）  
課長補佐

すみません。会長、一ついいですか。

柳会長

どうぞ。

国保年金課  
主幹（兼）  
課長補佐

この公表されている名簿ですと委嘱年月日になっていまして、この名簿では任期というのが分からぬのですね。任期というのは、国民健康保険法の中で決まっていることで、その文章を読まないと任期が分からぬものですから、ここに任期を入れさせていただきたいと思うのですけれども、それはよろしいでしょうか。

柳会長

任期というのは、いつまでという。

国保年金課  
主幹（兼）  
課長補佐

委嘱年月日しかないので、委嘱から2年という決まった任期、皆さん一緒になるのですけれども、その任期何年というものを入れさせていただきてもよろしいですか。広域化されると3年という任期になってしまふので、任期がちょっと変わってしまうのですけれども、委員さんの委嘱される期間を入れさせていただきたい。

柳会長

委嘱期間

国保年金課  
主幹（兼）  
課長補佐

はい。その期間をここに記載することはよろしいですか。

柳会長

そのあたりは極めて事務的な話で、この名簿と特段の変わりがないような形でおやりいただければと思いますが、皆さんよろしいですよね、そんなところでね。

[ はい ]との声有り。

柳会長

一字一句まで、私どもこの委員会でどうとかということないので、精神的なことだけをお含みいただければ、あとは事務局にお任せするというような形でよろしゅうござりますか。

[ はい ]との声有り。

柳会長

そんなことで、では決めさせていただきたいと存じます。  
それでは、協議事項という分は以上になるのでしょうか。  
どうぞ。

総務課長

御判断をお願いしたいことは以上でございますので、時間をお取りいただきまして大変ありがとうございました。

- 柳会長 これに関連してですけれど、今日皆さんのお手元に、今年、ついこの間になるんですか、公開質問状の送付についてということで、野田市を良くする市民の会からのある種の申入れがあって、これについても、公開質問状の回答として事務局のほうでおまとめいただければと存じます。
- 国保年金課長 事務局のほうでまとめさせていただきます。ありがとうございます。
- 柳会長 それでは、本件について、総務課の関連については以上でよろしゅうございますか。
- 総務課長 結構でございます。どうもありがとうございました。
- 柳会長 それでは、総務課の方に退席していただいて、こちらの運営協議会のほうの本論の話に入りたいと思います。
- それでは、議事に入らせていただきたいと存じます。
- まずは、議題1番、野田市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）ということを議題といたします。
- では、事務局の説明をお願いいたします。
- 国保年金課長 この4月から国保年金課長を担当させていただいている五十嵐でございます。よろしくお願ひいたします。
- 柳会長 どうぞ、課長お掛けになって。
- 国保年金課長 ありがとうございます。
- それでは、議題1、野田市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）を御説明申し上げます。
- お手元の資料、配付済みの資料で申し上げますと、1ページから5ページが資料になります。野田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、施行期日が本年4月1日からとなるため、急を要し市の議会を招集する時間がないということで、本年3月31日付で専決処分をさせていただきました。先の定例市議会で御承認をいただいたものでございます。
- 資料の5ページにより内容の説明をさせていただきます。専決処分の内容としましては、1点目は、国民健康保険税の課税上限額の引上げでございます。まず、医療保険分につきましては、現行の52万円から54万円に2万円の引上げ、後期高齢者支援金分についても、現行の17万円から19万円に2万円の引上げ、介護納付金分については、16万円のまま据え置き、合計で課税限度額は85万円から89万円に4万円の引上げとなります。
- また、2点目は、国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置の拡大でございます。5割軽減につきましては、軽減判定の所得基準額について、基礎控除33万円プラス被保険者1人当たり26万円が、33万円プラス26万5,000円になります。国が示している影響額としましては、3人世帯であって収入が給与収入の場合は、約184万円以下から186万円以下に拡大されます。また、2割軽減については、基礎控除33万円プラス被保険者1人当たり47万円が、33万円プラス48万円に引上げられます。これらの影響額

としましては、3人世帯の給与収入の場合ですと約274万円以下から278万円の拡大となります。なお、7割軽減については変更はございません。  
説明は以上でございます。よろしくお願いします。

柳会長

ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

[ 発言する者無し ]

柳会長

それでは、ないようでしたら、以上で本件についての質問を終了したいと存じます。

報告のとおり御了解いただくということで、よろしゅうございますか。

[ 異議無し ]との声有り。

柳会長

それでは、次に議題の2番、野田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱の一部を改正する告示の制定についてを議題いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

国保年金課長

議題2、野田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱の一部を改正する告示の制定についてを御説明申し上げます。

資料8ページを御覧ください。要綱の第1条から第2条にかけて、この制度の趣旨と対象等が書かれておりますが、その概要を申し上げます。この事業は、国民健康保険の被保険者が医療機関で診療を受けた際に支払う一部負担金について、いわゆる3割部分のことでございますが、これを免除または猶予する事業でございます。

第2条に、対象等の規定がございますが、ここに規定する要件に一致した場合、この一部負担金を免除または猶予することとしております。この免除または猶予する条件について、国が平成25年度から平成27年度にかけて、生活保護基準を最大10%程度段階的に引下げを実施してまいりました。この生活保護基準が第2条の条件で参照していたことについて、今般この生活保護基準の引下げが終了したことから、この事業の免除の基準についても見直しが行われたものです。

見直しの内容は、第2条第2項第1号イに規定される世帯主等の収入の額の合計について、改正前は生活保護法の基準と同じとしていたものを、引下げ前の生活保護基準相当に戻そうというものでございます。具体的には本事業の新しい基準額というものを10%引下げが行われた新たな生活保護基準の110%と定めることで、一連の生活保護基準引下げ前のレベルまで回復することとしております。

また、同第2号においては、一部負担金の徴収猶予の規定がなされておりますが、改正前は生活保護基準の110%としておりましたが、今回の改正によりこの事業の基準額を、先ほど申し上げましたとおり新たに生活保護基準の110%と規定したことから、これを新たな基準のほうを参考するような文言に改めてございます。

なお、国の改正通知が28年3月31日に発出され、4月1日から施行す

るとのことございましたので、直ちに要綱を改正するとともに、4月1日以降の一部負担金から、これを適用するものとして告示しております。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

柳会長

ありがとうございました。

それでは、本件につきまして質疑に入りたいと存じます。何かござりますか。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

[ 発言する者無し ]

柳会長

ないようでしたら、とりあえず本件については、質疑を終了いたしたいと存じます。

報告どおり、御了解をいただいたということでよろしゅうございますか。

[ 異議無し ] との声有り。

柳会長

それでは、次に議題の3番、「平成28年度野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

国保年金課長

議題3、平成28年度野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを御説明いたします。

資料の10ページを御覧ください。こちらの補正予算につきましては、平成28年第2回定例会、7月に開催された議会において既に御審議をいただき、御決定をいただいたもので、今回の運営協議会には事後の報告という形になります。

補正の内容ですが、国保の広域化において新たに都道府県が保険者に加わることとされました。広域化後の国保の財政運営が都道府県が主体となることとされております。また、市町村においても、これまでどおり保険者として保険証の交付や保険給付の決定など、地域に密着した仕事を行うこととされております。この市町村が行う保険給付については、都道府県等が交付する交付金により100%支払いが保障される予定ですが、その財源として都道府県交付金のほか市町村が都道府県に納付する納付金が充てられます。この納付金は、都道府県が県内の保険給付費の総額、これ歳出の見積りですね、総額を見積り、先の都道府県交付金の公費を差し引いた残りを市町村に配分され、市町村がこれを国民健康保険料または税として被保険者から集め、都道府県に納付することとなっております。この市町村ごとの納付金を計算する都道府県に対し、事前に市町村が処理する実データをコンピューターにより抽出する仕組が必要となることから、電算システムの改修が必要となります。この度国が平成28年5月にこの電算仕様を公開したことから、現行の電算システムの運営業者に見積りを徴し、歳出の総務費に補正予算162万円を計上、あわせて国の補助制度を精査したところ、当該歳出予算の10分の10、100%補助を受けられることとなったため、歳入の国庫支出金の総務管理費補助金に同額の歳入予算を補正させていただいたものです。

なお、今後の予定でございますが、既に8月にシステム改修委託契約を結んでおります。今後は9月のシステム改修の終了を待って県に提出する

データの確認を進めたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

柳会長

ありがとうございます。

それでは、本件につきまして質問等ございますか。よろしゅうござりますか。

[ 発言する者無し ]

柳会長

それでは、以上で質疑を終了いたしたいと存じます。

質疑がないようございますので、議題の3番、平成28年度野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、報告のとおり御了解をいただきたいと存じます。

それでは、引き続きまして、議題の4番、平成27年度野田市国民健康保険特別会計の決算状況についてを議題にいたしたいと存じます。

事務局の説明をお願いいたします。

国保年金課長

議題の4、平成27年度野田市国民健康保険特別会計決算状況についてを御説明申し上げます。

初めに、歳入歳出の概略につきまして御説明いたします。資料の11ページを御覧ください。一番下の網かけ部分の一番左、平成27年度の歳入決算額は233億9,125万1,457円で、前年度比14.28%の増となっております。ページの右側の2つの網かけのうち左側、右半分のほうでございますけれど、平成27年度歳出決算額で224億1,083万4,180円、前年度比14.47%の増となっております。

右下の欄外の歳入歳出とその差し引きが剰余金として表示されております。平成27年度の決算における剰余金につきましては、9億8,041万7,277円の黒字となっております。この決算剰余金につきましては、野田市国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例において、決算剰余金の2分の1以上をこの基金に積むこととされていること及び平成28年度予算において財政調整基金の取崩しを5億9,300万円ほど予定していることを考えて、この28年度の取崩し予定額を少しだけ上回る6億5,000万円を基金に積み立てさせていただくことといたしました。

次に、歳入歳出の主なものについて御説明をいたします。ページの左側、金額が表示されているページの2番目、決算Bの列をごらんください。初めに、左側の科目的列、国保税でございますが、一般分、退職分を合わせた計は47億4,952万2,564円で、歳入全体に占める構成比は20.30%、前年度比4.66%の減となっております。減の主な要因は、被保険者数の減少などによるものと見ております。

次に、国庫支出金でございます。国庫支出金の計は43億3,993万2,802円で、構成比は18.55%、前年度比0.44%の減となっております。減の主な理由といたしましては、療養給付費負担金の減に伴うものとなっております。

その下、退職被保険者の保険給付に対する療養給付費交付金は5億3,904万1,979円で、前年度比23.91%の減となっておりますが、これは退職被保険者数の減に伴い、歳出の退職分の療養給付費等が減となったことによるものです。

次に、その下、県支出金の計を御覧いただくと 11 億 6,634 万 9,059 円で、前年度比 8.4% の増となっております。これは財政調整交付金が増額となったことによるものでございます。

次に、共同事業交付金の計でございますが、45 億 3,746 万 2,484 円で、前年度比 131.34% の増となっております。このうち保険財政共同安定化事業は、県内市町村の保険財政の安定化を図るため、市町村の国保連への拠出により給付の一定割合の交付金を受けるという仕組みでございますが、対象とする保険給付について、これまでレセプト 1 件当たり 30 万円としていたものにつきまして、平成 27 年度から全てのレセプトを対象とすることになったため、前年度比が 162.91% の増となっておるところでございます。

次に、その下の前期高齢者交付金ですが、65 歳から 74 歳に係る医療費負担を全ての保険者間で財政調整を図る制度でございます。交付金は 59 億 8,073 万 5,447 円で、前年度比 9.49% の増となっております。増の要因としましては、27 年度分の概算交付において、前期高齢者の 1 人当たりの保険給付費単価に係る社会保険診療報酬支払基金の推計見積りが伸びたことによるものでございます。

次に、繰入金ですが、計の欄になりますが、17 億 7,252 万 4,038 円で、前年度比 6.02% の増となっております。増の要因としましては、平成 27 年度から拡充された保険者支援制度により、国が新たに 1,700 億円の公費を投入し、低所得者数に応じた全国の国保保険者に配布したことにより、保険基盤安定繰入金が前年度比 36.93% の増となったことによるものです。なお、一般会計繰入金のうちその他繰入金、こちらにつきましては、いわゆる制度外繰入金というものでございますが、前年度同額の 2 億円を繰り入れております。

次に、資料の右側を御覧ください。こちらは歳出の状況になります。金額が表示されている列の 2 番目、同じく決算額 B の列を御覧ください。歳出の主なものとしましては、まず保険給付費でございますが、一般の小計が 132 億 8,200 万 1,811 円で、前年度比 5.25% の増、退職の小計が 5 億 662 万 6,579 円で、前年度比 22.93% の減、保険給付費の計の欄になりますが、139 億 916 万 1,218 円で、歳出の構成比は 62.06%、前年度比が 3.70% の増となっております。

なお、退職者医療制度につきましては、平成 26 年度末をもって終了したため、一部遡及適用となるような方を除きまして、平成 27 年度以降の新規適用はなくなったことから、今後は被保険者、保険給付費とも減少していくこととなります。

次に、介護納付金ですが、40 歳以上の介護保険第 2 号被保険者の保険料に当たるもので、9 億 1,711 万 1,899 円、前年度比 14.24% の減となっております。なお、納付金の算出は、全国ベースで試算した 1 人当たりの負担額が基準となっていることや精算制度があることから、年度により決算額に変動がございます。

次に、共同事業拠出金につきましては、計の欄になりますが、45 億 2,005 万 3,738 円で、前年度比 129.44% の増となっております。増の理由は、歳入のところでも申し上げましたとおり、対象となるレセプトの範囲を拡充したことによるものと見込まれます。

次に、後期高齢者支援金が、計の欄になりますが、26 億 3,443 万 5,413 円で、前年度比 0.72% の減となっております。後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度の財源の 4 割を現役世代が負担するものとされており、この

負担分として各医療保険者が後期高齢者支援金として納付しているものでございます。

次に、諸支出金の償還金につきましては、小計の欄になりますが、1億1,003万1,066円で、前年度比29.07%の減となっており、これは療養給付費負担金の前年度精算に伴う返還金の減少によるものでございます。

以上が平成27年度国民健康保険特別会計の主な状況でございます。

続きまして、国民健康保険事業の概要について御説明申し上げます。資料は12ページを御覧ください。初めに、一番上の表、世帯数と被保険者数、被保険者の状況でございますが、表下の増減の欄にあるとおり、世帯数は年間平均で322世帯の減、年度末現在で457世帯の減、被保険者数は年間平均で1,524人の減、年度末現在で1,757人の減と、世帯数、被保険者数とも27年度は減少しております。

次に、中ほどの表、27年度の被保険者の増減内訳を御覧ください。増の内訳としましては、社会保険の離脱が5,228人で一番多く、減の内訳としましては、社会保険加入、社保加入が5,157人、次に75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行された方、こちらが1,658人という状況になっております。

次に、その下の受診率と1人1件当たりの費用額の状況でございますが、下の増減の欄を見ますと、一般分では被保険者数が985人の減となりましたが、1人当たりの受診件数、1件当たりの費用が伸びたことにより、総件数、総費用額とも増加しております。退職分は、1人当たりの受診件数は減、1件当たりの費用額が増となったものの、被保険者数が539人の減となり、総件数、総費用額とも減となっております。

次に、13ページを御覧ください。収納率と1人当たりの国保税額でございますが、一番下の(4)の合計の表、一番右の欄の1人当たりの国保税額を見ますと、27年度は10万219円で、前年度よりも4,695円の減、また表の中ほど収納率の欄になりますが、27年度現年分の収納率は、一般、退職の合計で88.71%と、前年度と比べて0.44ポイント上昇しております。

次に、資料14ページでございます。保険給付の状況としまして、療養給付費を表にまとめたものでございます。一番右側の前年度比増減の欄を見ますと、下の3行が合計の欄となっておりますが、そのうち一般分は、件数、費用額、1件費用額がともに増、その下の退職分は、件数、費用額とも減となっておりますが、1件費用額は増となっております。内訳の中の主な動きを見ますと、入院の一般分において件数の伸びは294件とわずかでございますが、費用額において約2億5,000万の増、1件費用も9,212円の増と大きな伸びが見られます。

続いて、入院外の一般では、件数が2,138件の増、費用額も約1億4,900万の増、1件費用につきましては329円とわずかな増となりました。同様の傾向は調剤の一般にも見られております。

次に、15ページを御覧ください。(2)療養費、高額療養費を26年度と27年度で比較したものでございます。一番右の前年度比増減の欄の二重線の上の療養費の計のとおり、件数、費用額ともわずかに減となっております。また、表の下半分、高額療養費ですが、計の件数、費用額は共に増となっておりますが、1件費用額は減となっています。これは平成27年1月診療分から、高額療養費制度における所得要件の細分化というものが行われました。これに伴い負担限度額に低い区分が設けられたことにより、高額療養費の対象となる件数が増えたことによるものでございます。

最後に、下の表、特定健康診査等の状況でございますが、特定健康診査の対象者数は、40歳以上74歳までの国民健康保険被保険者で、27年度はこの対象者数が3万5,989人で、そのうち受診者数が1万2,285人、受診率は34.1%と前年度比0.6%の増となっております。なお、受診者のうちメタボリックシンドrome予備軍と判定された特定保健指導の対象者は1,453人となっております。

以上が平成27年度の野田市国民健康保険事業の状況でございます。よろしくお願ひいたします。

柳会長

ありがとうございました。

結構いろんな数字が出ておりましたけれども。それでは、皆さんの色々な質問等をお受けしたいと存じます。

前半の表の数字はなかなか事務局じゃないと分からぬこと、色々なことも含めてお有りだと思うんですが、後半のほう、なかなか面白い資料もあるのですが、皆さん何かお気付きの点等ございましたら、せっかくの機会ですので。

13ページの収納率見ますと、若干ですが収納率がアップしているというような資料になっていますけれども、特別な御苦労とか何かおありだったんでしょうか。せっかくの機会なんで、徴収関係で。

収税課長

収税課長の倉持でございます。27年度から減免につきましては、電話催告等早期から始めてございます。それから、年度末においては訪問催告ということを実施しまして、そういうことで上がってきているのかなと感じてございます。

柳会長

ありがとうございます。やっぱり住民それぞれが負担しなきゃいけないものですから、その辺はうまく、例えば市報を使ってやっていただくとかということも含めて、徴収率アップに気をつけていただきたいと思いますけれども。

それから、いつも話題になっています15ページの特定健診の受診率も、これも若干上がっているというような数字がかいま見えるんですけども、これは保健センターですね。

保健センター長

これにつきまして、平成27年度から新たに受診率向上対策として何か行なったということではないのですけれども、これまでどおり、例えば特定健診と大腸がん検診の受診券を一緒にして併用で受診率の向上を狙う。さらに、その記載の仕方を分かりやすくというような形、また、まめバスとか、あるいは市報、ホームページ等の媒体、さらには市の駅の構内ですね、清水公園、七光台の連絡通路というか自由通路のところに特定健診のポスターを設置するようなことをしまして、若干は上がってきていますが、わずかでして、近隣市と比べても平均的というか、とても高いところもあるところですので、去年御審議いただきましたデータヘルスでもありますように、受診率が低いところを狙って勧奨の通知を出すとかということを今年度実施して、さらなる受診率の向上に努めてまいりたいと考えています。

柳会長

ありがとうございました。

この件に関連しまして何か質疑等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

[ はい ]との声有り。

柳会長

それでは、ないようございますので、議題の4、平成27年度野田市国民健康保険特別会計決算状況について、報告のとおり御了解をいただきたいと存じます。

では、さらに引き続きまして、今日は議題が多いんですけれども、議題の5番、平成28年度野田市国民健康保険特別会計補正予算につきましてを議題にしたいと存じます。

事務局の説明をお願いいたします。

国保年金課長

議題の5、平成28年度野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について御説明をします。

資料16ページになりますが、大変申し訳ございません。このページについては、本日配付しました概要の資料のほうで説明させていただきます。A3横の大きな表ですね、こちらをお手元のほうに今日、置かせていただきました。なお、差し替えの理由でございますが、先ほど議題の3の中で御説明させていただきました国民健康保険の補正予算1号というものの数字の反映がちょっと抜けまして、こちらの訂正でございます。訂正内容につきましては、議題の3の中で説明させていただいたものです。電算システムの改修経費についてということで、変更箇所につきましては、黄色のマーカーをさせていただいております。

それでは、議題の説明に入らせていただきます。こちらの補正予算案につきましては、9月開催の定例市議会で議案として提出しようとするものでございます。表の左側が歳入、右側が歳出となっておりまして、それぞれ表の中ほどに太枠の列が補正予算、補正額でございます。太枠の一番下の行は、歳入歳出それぞれの補正額の総額となっておりまして、歳入歳出いずれも1億7,983万9,000円の増額補正をしようとするものです。その右側の欄が、いずれも歳入歳出予算の総額となっており、それぞれの総額を234億9,955万9,000円にしようとするものでございます。

内容につきましては、表の右側の歳出から御説明いたします。太枠、9月補正額の欄を御覧ください。初めに、表の中ほど、介護納付金ですが、介護保険事業に係る2号被保険者分の介護保険料は、医療保険と共に徴収し、社会保険診療報酬支払基金に支払うこととされています。この予算につきましては、4月に過年度の精算を含めた納入金額の通知があったことから、今回5,285万2,000円の減とするものです。

次に、基金積立金ですが、平成27年度中の基金の運用益として利子収入がございました。基金の運用益については、条例により基金にこれを積み立てることとされております。平成27年度の歳出積立予算を超える利子収入が平成27年度にございました。これにつきまして平成28年度に前年度繰越金として歳入を受け、歳出補正予算でこの積立てに回そうというものでございます。

次に、諸支出金の療養給付費負担金返還金ですが、療養給付費にかかる定率国庫負担は、歳入の国庫支出金、療養給付費負担金に計上してございますが、例年7月に前年度の精算が行われ、今回は超過交付となっていた

ことから返還金が発生したものです。

なお、同じ償還金の中に計上していた高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金につきましては、支出の見込みがなくなったため減額させていただきました。

続いて、ページの左側、歳入についてでございます。歳入の国庫支出金、療養給付費負担金においては、歳出の介護納付金の補正減額に合わせ、国の定率ルール負担分が減額となることから、1,659万2,000円の減額とさせていただいております。

次に、過年度療養給付費交付金につきましては、対象者の保険給付費に充てるため支払基金から交付される交付金でございますが、7月に前年度の精算確定があり、今回は追加交付となつたことから、増額の補正予算としたものです。

最後に、平成27年度の決算剰余金のうち基金に積み立てさせていただいた6億5,000万円を除いた金額を前年度繰越金とするため、歳入の前年度繰越金の補正をしております。

以上が平成28年度国民健康保険特別会計の9月補正予算の内容でございます。よろしくお願ひいたします。

柳会長

ありがとうございました。

それでは、本件について質疑に入りたいと思います。何かございませんでしょうか。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。なかなかこの数字をすぐに見せていただきたい何かというのは、何か苦しい話ではあるのですけども、何かございませんでしょうか。

[ 発言する者無し ]

柳会長

ないようでしたら、質疑を終了いたしたいと存じます。

それでは、ただ今説明をいただきました議題の5番、平成28年度野田市国民健康保険特別会計補正予算案につきまして、この案のとおり議会に提案するということで御了承いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[ 異議無し ]との声有り。

柳会長

ありがとうございます。それでは、異議無しということで、そのように決定をいたしたいと思います。

それでは、次に議題の6番、野田市国民健康保険財政運営に係る今後の見通し等についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

国保年金課長

議題の6、野田市国民健康保険財政運営に係る今後の見通し等について御説明申し上げます。

資料の17ページを御覧ください。国保財政の歳出の6割を占める保険給付費の現状でございますが、7月までの支払実績を26年度、27年度、28年度で比較した表でございます。その中でも一番金額の大きい一般分につきましては、右側の28年度の前年同期比の欄でございますが、0.95%の減となっております。27年度と比較し、9.43ポイントほど下がっております。

退職の療養給付費については、先ほど説明しましたとおり、26年度をもって新規適用者がなくなりましたので、被保険者数が減り療養給付費も減少が見られております。合計の高額療養費については、27年1月診療分からの所得要件の細分化に伴い負担限度額が低く設けられたことにより、対象が増えたことによる増となっております。

続きまして、財政調整基金残高につきまして、平成27年度決算剰余金から6億5,000万と、それから28年度の利子積立てによる増、これに平成28年度当初予算において基金の繰り入れ、つまり取崩しを予算化しておりましたので5億9,300万円の減となり、平成28年度末残高については9億6,876万996円となる見込みでございます。

以上のとおり制度変更などの影響による面もあり、少ない実績からはなかなか詳細な分析は難しいところではありますが、平成27年度の決算からの傾向を見ると、保険者数は減少しつつ保険給付は伸びてきており、平成28年度においても同様の動きになるものではないかと見込んでおります。いずれにいたしましても、平成28年度の見通しにつきましては、27年度の決算剰余金及び国民健康保険財政調整基金、これを活用することで事業運営ができるものと考えております。

また、平成29年度の財政運営の見通しにつきましては、おおむね半年分の保険給付費等の支払い実績が判明する10月以降に検証したいと考えておりますが、現時点の状況からすれば国民健康保険税の引き上げをせずに運営ができるのではないかと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

柳会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして質疑に入りたいと存じます。質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

[ 発言する者無し ]

柳会長

それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。

では、議題の6番、野田市国民健康保険財政運営に係る今後の見通し等については、今お話しいただいたように、事務局の説明のとおり今後の収支状況により検討していくという不確定要素があるわけですけれども、税率改正の必要がなければ、毎年やっています11月の運営協議会の開催はせずに来年の2月という開催時期に合わせて、この運営協議会も進めてまいりたいと存じますが、異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

[ 異議無し ]との声有り。

柳会長

それでは、異議なしということで、そのように決定をしていきたいと思います。

それでは、最後にその他ということですけれども、事務局のほう何かございますか。

国保年金課長

事務局のほうから2点ほど御案内がございます。まず1点目、野田市の国民健康保険条例の改正についてでございます。大変申しわけございません。本来であればこの案件につきましては、事前の資料に報告議題として

位置づけるべきものでございましたが、事前の準備で対応が漏れてしまいました。お詫びを申し上げます。

さて、野田市では、平成28年度からスタートした野田市の上位計画、最上位計画である新野田市総合計画において、市民参加の推進のために審議会などの公募委員の導入枠を1人から2人に拡大する目標が位置づけられたことから、関係する審議会などの見直しを行ったところ、19の審議会で条例改正など条件整備が必要とされ、28年度においては6つの審議会において、先の市議会において条例改正を進めさせていただきました。この国民健康保険運営協議会についても、公募委員の規定が改正前の規定では1人以上と規定されておりましたので、これを2人以上に改めさせていただいております。

なお、現在の協議会の委員構成におきましては、改正前の条例に従い1名の委員を公募させていただきましたが、結果として応募がなかったことから及びこの協議会の設置根拠法令である国民健康保険法において委員の構成が示されており欠員が認められていないことから、関係団体の推薦により委員を決定させていただいておるところでございます。今後の協議会委員の募集方法につきましては、本期のこの協議会委員の任期が29年3月までであることから、28年度内に被保険者を代表する委員について2名の公募を実施していく予定でございます。

もう一点につきましては、ただいま今後の財政見通しの中でも説明させていただいたとおり、例年ですと次回の開催につきましては11月を予定して、その中で財政運営の再度確認を御説明させていただくということで、11月に会議を開催させていただくのが例年でございましたけれど、先ほどご案内のとおり、今回は財政見通しが立つようであれば、次回開催は2月ということで、詳しいことが決まり次第、また御案内をさせていただかたいと思っております。

以上、御案内でございます。よろしくお願ひいたします。

柳会長

ありがとうございました。

本件に関して、何か質問等ございますか。

前回はあれは1名もなかった、先ほどのお話で。

国保年金課長

前回は公募の応募がありませんでした。

柳会長

応募が。今回は2名の枠ということで応募を始めるということになりますね。そのようなことですが、よろしゅうございますか。

ほかに何か委員の皆様方から、その他の事項についてございませんでしょうか。よろしいですか。

[ 発言する者無し ]

柳会長

それでは、以上をもちまして平成28年度第1回野田市国民健康保険運営協議会を終了いたしたいと存じます。

どうも皆さん、御協力ありがとうございました。